

広島高等裁判所令和4年(ネ)第193号 損害賠償請求控訴事件
 [原審:広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号]

控訴人(原審原告) 高野邦夫 (コウノクニオ)



被控訴人(原審被告) 国 代表者法務大臣 葉梨康弘

令和4年9月12日作成

広島高等裁判所民事第2部 御中

証 拠 説 明 書 (尅の補充)

記

第一. 甲号証

No	甲号証	事 物		1 通
1	甲第46号証	東京地方裁判所平成10年(ワ)第12351号で国が提出した乙第1号証(赤根智子作成名義の陳述書)	写し	1 通
2	甲第47号証	東京地方裁判所平成10年(ワ)第12351号で国が提出した乙第1号証(赤根智子作成名義の陳述書)の虚偽事実を認定した合田智子判決	写し	1 通
3	甲第48号証の1	平成5年当時の警視庁葛西警察署の署長が開封した後に受取拒絶した内容証明郵便を入れた封筒	写し	1 通
	甲第48号証の2	平成5年当時の警視庁葛西警察署の署長が開封した後に受取拒絶した内容証明郵便	写し	1 通
4	甲第49号証	第二弁護士会の法律相談料金の領収書	写し	1 通
5	甲第50号証	東京地方検察庁宛の告訴状	写し	1 通
6	甲第51号証	津田廣雄の不法焼却場の情景(日時を異にする二枚)	写し	1 通

第二.立証の趣旨

- No12345 は提出済につき、No6 津田廣雄の不法焼却場の日時を異にする情景ファイル二枚を甲第51号証として補充提出します。
- 訴外津田廣雄は、略9年間無分別廃棄物を他人所有地上で不法焼却し続けています。
- この無分別廃棄物は、崇教真光教団の庄原お浄め所という教団施設からの持込廃棄物で、単なる家庭ゴミではなく、事業系ゴミに該当するものと解する余地があります。
- 要するに本件検察官が、津田廣雄の環境破壊(公益を害する行為)を阻止する行為を何ら行わなかった事の立証です。
- なお筆舌に尽くしていない後顧の憂いもあるが、必要があれば準備書面等で、幾重にも陳述する用意があります。

以上控訴人

高野邦夫

